

東北太平洋沿岸等における観光復興対策業務企画提案募集要領

東北太平洋沿岸等における観光復興対策業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 東北太平洋沿岸等における観光復興対策業務

2 事業目的

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市（以下、「4県1市」という。）の太平洋沿岸地域（以下、「対象地域」という。）においては、東日本大震災後の観光客入込の回復が遅れており、特に外国人旅行者については、風評被害の影響もあり他地域に比べて著しく低調な状況が続いていることから、4県1市が連携して対象地域内における受入態勢の整備、プロモーション、風評被害払拭に向けた施策を実施することで、復興ツーリズムの推進により外国人観光客の入込拡大を図る。

3 契約期間 契約締結の日から平成31年3月15日まで

4 実施場所 4県1市の対象地域

5 契約の相手方の選定

本事業は、4県1市による連携事業であり、仙台市が幹事市として、公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

6 業務内容

(1) 基礎調査

対象地域の定点調査として、前年度の訪問調査対象団体等に対して、沿岸地域の復興事業進展等による変化を中心に情報収集及び分析を行うこと（4県1市合計240サンプル以上）。

(2) 受入態勢整備

① インバウンド向けコンテンツの編集

前年度に構築したプラットフォームの運営及び情報の更新（4県1市合計20以上のコンテンツの追加を含む。）を日本語、英語、繁体字、簡体字、韓国語、タイ語の6言語で行うこと。

② 語り部ガイドの育成

対象地域内において語り部ガイド等の活動をしている個人や団体を対象として、対象地域の広域連携を目的とする研修会（合計30名程度）を開催し、インバウンド受入態勢の情報や課題共有を図ること。

(3) プロモーションの実施

- ① 情報発信
前年度作成したホームページの認知度向上及び送客に向けた誘導対策を実施すること。
 - ② 教育旅行関係者・インセンティブツアー関係者・旅行会社等の招請
教育旅行関係者・インセンティブツアー関係者・旅行会社等（東アジア、東南アジア、欧米豪から5か国以上、合計30名以上）を招請し、対象地域を含む旅行商品、インセンティブツアーの造成及び教育旅行の誘致を図ること。
- (4) 風評被害払拭
- ① 風評被害実態調査の実施
海外における、対象地域に対する風評被害の実態調査を実施すること（9ヵ国以上（台湾、中国、香港、韓国、タイ、マレーシア、シンガポール、アメリカ、オーストラリアを含む）、各国100サンプル以上）。
 - ② 観光シンポジウム等の実施
ア 観光復興シンポジウム等の実施（参加者数合計200名程度）により、風評被害実態調査結果及び受入態勢整備として実施した語り部ガイド研修会の成果等を観光関係者へ共有すること。
イ 観光復興シンポジウム等の実施に際しては、実施時期や回数、対象地域外も視野に入れた実施場所の選定、外国人が参加する各種イベント等との連携等により、風評被害の払拭に最も効果的なものとなるようにすること。
 - ③ 海外メディアの招請
ア 海外メディア（東アジア、東南アジア、欧米豪から5か国以上から10社以上）を招請し、風評被害の払拭及び対象地域についての観光情報を発信すること。
イ 招請に際しては、上記②の観光シンポジウム等を取材先に加えること等により、風評被害の払拭に最も効果的なものとなるようにすること。
- (5) 相乗効果が期待できる独自の提案
上記の業務に加え、対象地域における受入整備に繋がる独自の提案を行うこと。
なお、提案にあたっては対象地域内における観光関連団体（観光協会、地域DMO等）との連携も考慮すること。
- (6) 報告書の作成
上記の事業結果を取りまとめた上で、事業全体の報告書及び事業報告書概要版を作成し、指定する納入期限までに4県1市に提出すること。
形式：A4
納入期限：平成31年3月15日（金）
※ 上記報告書を収録した電子データ（PDF版）も提出すること。
- (7) その他

本業務を円滑に遂行するため、4県1市への説明・連絡調整を行うこと。

第2 応募資格

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者または次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと
※「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (ア) 契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 営業に関し、関係法令に基づく許可・登録等を受けていること
- (3) 仙台市に本店または支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと
- (4) 消費税及び地方消費税について滞納のないこと
- (5) 仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）

第3 スケジュール（予定を含む。）

- | | | |
|---|------------------------|---------------|
| 1 | 企画提案募集開始 | 平成30年4月27日（金） |
| 2 | 企画提案に関する説明会 | 平成30年5月9日（水） |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 平成30年5月11日（金） |
| 4 | 企画提案書作成等に関する質問への回答（予定） | 平成30年5月16日（水） |
| 5 | 参加申し込み期限及び企画提案書の提出期限 | 平成30年5月18日（金） |
| 6 | 企画提案書の選考（書面審査 ※） | 平成30年5月21日（月） |
| 7 | 企画提案書の選考（プレゼンテーションの実施） | 平成30年5月24日（木） |
| 8 | 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 平成30年5月24日（木） |

※ 企画提案書の書面審査は、提案事業者数が5社以上の場合のみ実施。

第4 応募手続

- 1 企画提案に関する説明会
企画提案に応募しようとする者は、必ず以下により開催する説明会に参加しなければならない。
 - (1) 開催日時 平成30年5月9日（水）10時00分から（1時間程度）
 - (2) 開催場所 仙台市役所本庁舎5階 第2会議室
（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) 内容

ア 業務の概要

イ 質疑応答

※ 仙台市及び連携自治体の調整を担う一般社団法人東北観光推進機構の職員が説明を行う。

(4) 参加申込方法

ア 事業者名、出席者名を記載し、電子メールにより提出すること。

なお、説明会への出席者は、1事業者あたり2名以内とする。

イ 提出先電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

仙台市文化観光局東北連携推進室

bun008620@city.sendai.jp

ウ 提出期限 平成30年5月8日（火）正午まで ※必着

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 平成30年5月11日（金）正午まで ※必着

(2) 提出方法

ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 提出先電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

仙台市文化観光局東北連携推進室

bun008620@city.sendai.jp

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年5月16日（水）までに説明会の参加申込者全員に対して電子メールで行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

3 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第2号）1部

ロ 宣誓書（様式第3号）1部

ハ 同種・類似業務の受託実績（任意様式）1部

・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

・過去2年以内に国、又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 平成30年5月18日（金）17時まで ※必着

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 仙台市文化観光局東北連携推進室（仙台市役所本庁舎4階）

4 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
企画提案書（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可） 10部
- (2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。
- (3) 提出期限 平成30年5月18日（金）17時まで（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (5) 提出先 仙台市文化観光局東北連携推進室（仙台市役所本庁舎4階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

2 審査委員会での企画提案書の選考

- (1) 実施日 平成30年5月24日（木）※実施時間は別途定める。
- (2) 実施会場 仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第1会議室
（仙台市青葉区国分町3-7-1）
- (3) 実施方法
 - ・出席者は1提案につき3名以内とする。
 - ・1応募者あたりの持ち時間は20分以内とし、その後必要に応じ適宜質疑応答を行う。仙台市が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
 - ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - ・原則としてプロジェクター等の使用は認めない。ただし、プレゼンテーションの持ち時間の範囲内で、提案者が自ら準備した機器等で行う場合はこれを妨げるものではない。
- (4) 選考結果の通知
審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

第6 評価基準・配点及び予定価格

1 次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

- (1) 全体計画（配点10点）
業務実施の方向性、体制、スケジュール、経費配分及び業務の効率性は適切か（10点）
- (2) 業務別の内容（配点70点）
 - ① 基礎調査について
 - ・調査手法の考え方について（5点）

- ・外国人旅行者を意識した分析手法及び考え方について（５点）
- ② 受入態勢整備について
 - ・インバウンド向けコンテンツの編集及びプラットフォーム構築の企画について（１０点）
 - ・語り部ガイドの育成を図る研修の企画について（５点）
- ③ プロモーションの実施について
 - ・海外向けプロモーション及びツールの考え方について（１０点）
 - ・各種招請事業に関する企画について（１０点）
- ④ 風評被害の払拭について
 - ・風評被害実態調査の実施について（５点）
 - ・観光シンポジウム等の実施について（１０点）
 - ・海外メディアの招請について（１０点）
- (3) 事業効果・独自性（配点２０点）
 - ① 前年度業務の成果、課題を踏まえた効果的な取り組みとなっているか（５点）
 - ② 広域連携事業として効果的な取り組みとなっているか（１０点）
 - ③ 相乗効果が期待できる独自の提案がなされているか。（５点）

2 予定価格

8,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※ 参考

仙台市を含む４県１市分の予定価格の総額（上限額）は、42,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であり、４県１市の負担割合は以下のとおりである。企画提案書の作成にあたっては４県１市の負担割合なども考慮すること。

青森県	岩手県	宮城県	福島県	仙台市
1 / 5	1 / 5	1 / 5	1 / 5	1 / 5

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - (2) 本実施募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が２つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は4県1市に帰属するものとし、また、4県1市は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に委託者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、本業務中に知り得た個人情報は、一切の漏えいを禁止する。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て4県1市に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認め

るときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次市と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

対象地域における観光の現状と課題を分析した上で、課題解決に向けた業務実施の方向性を示すとともに、(4) 以下の内容に反映させること。

(4) 業務の全体計画

① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

① 基礎調査

- ・調査を行うにあたっての現状認識や調査の方向性等について記載すること
- ・調査対象及び調査手法等について、具体的に記載すること

② 受入態勢整備

- ・プラットフォームの継続的な運営及び情報更新について記載すること
- ・語り部ガイドへの研修の方向性やインバウンドへの活用策等について提案すること

③ プロモーションの実施

- ・前年度作成したホームページ及びその掲載コンテンツの認知度向上並びに対象地域への送客に向けた誘導対策について提案すること
- ・教育旅行関係者、インセンティブツアー関係者、旅行会社等それぞれの招請事業の内容について提案すること

④ 風評被害払拭

ア 風評被害実態調査

- ・風評被害調査を行うにあたっての現状認識や調査の方向性等について記載するとともに、調査対象及び調査手法等について、具体的に記載すること
- ・観光シンポジウム等の開催について、実施回数、開催時期・場所、他イベントとの連携について具体的に記載すること
- ・海外メディア招請事業の内容及び本事業で実施する観光シンポジウム等との連携について提案すること

(6) 対象地域への誘客につながる独自の提案

(7) 事業の実施体制

事務局の人数と役割など、事業の実施体制を記載すること

(8) 概算見積書

- ① 本業務は4県1市による広域連携事業となることから、仙台市が委託する本業務に対する概算見積書に加え、青森県、岩手県、宮城県及び福島県に対しての概算見積書も合わせて提出すること。その際は、以下の各県の契約予定価格（上限額。消費税及び地方消費税の額を含む。）を踏まえたものとする。

青森県	岩手県	宮城県	福島県	仙台市
840万円	840万円	840万円	840万円	840万円

- ② 業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数1者につき1案

(2) ページ数等

- ・ A4版片面印刷、表紙と目次を除き、15ページ以内、カラー印刷も可

(3) 提出部数10部